

令和5年度第1回

帯広市国民健康保険運営協議会

議事録

日時 令和5年5月30日（火）

午後6時30分～

場所 市役所10階第6会議室

出席委員（12名）

被保険者を代表する委員

平田 とよ子 委員
高橋 久美子 委員
五十嵐 詔子 委員
戸井 実可 委員

公益を代表する委員

朝日 照夫 委員
佐藤 英晶 委員
外崎 裕康 委員

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

石川 忠孝 委員
川上 義史 委員
大滝 達哉 委員
中村 貴徳 委員

被用者保険等保険者を代表する委員

海野 真彦 委員

帯広市（11名）

石田 智之 市民福祉部こども健康担当参事
佐藤 淳 市民福祉部健康保険室室長

城石 徹 政策推進部税務室室長
山谷 恵司 政策推進部税務室収納課課長補佐
松隈 聖子 政策推進部税務室収納課課長補佐

青木 慶宏 国保課課長
服部 亮 国保課課長補佐
岩佐 直子 国保課給付係主査
小出 道也 国保課管理係主任
溝江 圭介 国保課管理係主任補
橋爪 真也 国保課保険料係主任

傍聴者等（1名）

報道関係者 1名

事務局

ただいまより、令和5年度第1回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

はじめに、委員の異動がありましたのでご紹介いたします。

まず、「被用者保険等保険者を代表する委員」については、令和5年3月に、〇〇委員が退任されております。

北海道被用者保険等保険者連絡協議会より、後任として、北海道市町村職員共済組合事務局長 〇〇様の推薦をいただきましたので、令和5年5月17日付で委員に委嘱しております。

また、「被保険者を代表する委員」について、川西農業協同組合、大正農業協同組合の役員改選に伴い、〇〇委員と〇〇委員が退任されました。

各農業協同組合より、後任として、フレッシュミズ代表リーダーの〇〇様、女性部推進部会長の〇〇様の推薦をいただきましたので、令和5年4月20日付で委員に委嘱しております。

それでは、本日出席されている、〇〇委員、〇〇委員に、簡単に自己紹介をいただければと思います。

(委員から自己紹介)

ありがとうございました。

なお、国保の事務を担当しております事務局の職員につきましては、お手元の座席配置図のとおりですので、これをもって紹介に代えさせていただきます。それでは、これより先の議事進行につきましては、外崎会長にお願いいたします。

会長

皆さん、お晩でございます。

お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

5月8日に5類となって、コロナの方は終わりではないのですが、普通のように生活ができるようになったという事なのですけれども、とはいえ、まだまだ感染が完全に収まったわけではないので、感染防止に留意しながら生活していかなければならないという事なのかと思えます。

色々な団体が総会や役員会の時期で、去年ぐらいまでは縮小もしくは開催しないという事があったのですが、通常通り開催するようになり、また懇親会等も行われるようになって、ちょっと恐ろしい

なという様な気もしますが、私も今日マスクを外していますけれども、この様に皆さん過ごしていくのかなという感じがします。

行事なども、来週よさこいも通常通り開催されるという事です。また感染者が増えなければいいなという風に感じておりますけれども、政府の方針ですので、このように通常通りの開催をしていきたいと思っております。

本日議案について、皆様方にご協力いただき、スムーズに進めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、これから着席して進めさせていただきます。

それでは、まず初めに、石田参事からご挨拶いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

参事

皆さん、こんばんは。4月1日付けでこども健康担当参事となりました、石田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から本市の保険・医療をはじめ、市政全般にわたり、ご支援・ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今、会長からもお話ありましたけれども、新型コロナウイルス感染症につきましては、5月8日より5類感染症に移行しましたが、医療従事者の皆様には、感染拡大防止や感染者への対応にご尽力いただき、また、市民の皆様や関係機関におかれましても、長きにわたり感染対策にご理解、ご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、本日の議題は、令和5年度の保険料率についての諮問となります。

北海道では国民健康保険の都道府県単位化に伴い、北海道国民健康保険運営方針に基づき、統一保険料率による「加入者負担の公平化」を目指しているところです。

後ほど担当から詳しくご説明させていただきますが、本年度の保険料につきましては、高齢化や医療の高度化などにより医療費が増大し納付金総額が増加する一方で、被保険者数が減少傾向であることから、全体的に負担が増加しているところでございます。そのため、収納率の向上や医療費の適正化などにより、保険料上昇の抑制に努めているところではありますが、結果といたしまして一人当たりの保険料賦課

額では昨年度より3.5%の増として、保険料率の案を取りまとめたところでございます。

委員の皆様には、本市の国保事業の、一層の健全な運営に向け、忌憚のないご意見やご論議をいただき、ご審議賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

会長

石田参事ありがとうございます。

それでは次に、委員の出欠についてご報告させていただきます。まず〇〇委員、〇〇委員から本日欠席の報告をいただいております。

また、現時点で出席の予定ではありますが、〇〇委員と〇〇委員につきましては、ちょっと遅れている様です。

それでは次に、議事録署名委員を指名したいと思ひます。〇〇委員、〇〇委員よろしくお願ひいたします。

それでは議事に入りたいと思ひます。

はじめに、諮問事項 令和5年度 国民健康保険料率について事務局より説明をお願ひいたします。

事務局

それでは、諮問事項であります、令和5年度の国民健康保険料率につきまして、説明をさせていただきます。

まず、議案書1ページをお開きください。

令和5年度の国民健康保険料率につきましては、議案書に記載のとおり算定をしております。

国民健康保険料は一世帯毎に賦課されますが、その内訳は、医療費等の支払いに充てる「医療保険分」、75歳以上の後期高齢者の方の医療費のうち4割相当分を拠出するための「後期高齢者支援金分」、40歳以上65歳未満の「介護2号被保険者」を対象に、介護保険料相当分として納めていただく「介護納付金分」、の3つの区分に分かれております。

また、それぞれの区分の保険料につきましては、世帯の所得額に基づき賦課される「所得割」、被保険者一人毎に賦課される「均等割」、一世帯毎に賦課される「平等割」の合計により計算されます。

今年度の保険料率のうち、①の医療保険分につきましては、所得割率 7.69%、均等割額 26,920円、平等割額 26,640円、

②の後期高齢者支援金分は、所得割率 2.60%、均等割額 9,110 円、平等割額 9,020 円、

③の介護納付金分は、所得割率 1.85%、均等割額 9,830 円、平等割額 7,050 円と算定しております。

これらの保険料率算定の考え方につきましては、2 ページ目以降に記載しております。詳細については、担当より説明いたします。

事務局

それでは、令和5年度国民健康保険料率算定の考え方につきまして、ご説明いたします。資料2ページをお開きください。

まずは、保険料水準の平準化に向けた取り組みです。

都道府県単位化は、北海道内全体で、道内全体の医療費を負担しあう制度であるため、居住する市町村によらず、同じ世帯構成・所得であれば同程度の保険料負担となるよう、保険料水準の平準化を目指すこととされております。

道の方針では令和6年度に保険料水準の平準化を目指すこととされているため、令和6年度に標準保険料率と同様の賦課割合となるよう、帯広市では、段階的な見直しを進めているところです。

令和5年度につきましては、所得割を48、均等割を32、平等割を20と令和4年度から据え置くこととしています。

続きまして、その他の制度改正についてです。

保険料賦課限度額につきましては、国において賦課限度額に達している世帯を全世帯の1.5%程度となるよう見直す方針に基づき改定されてきました。今年度は後期高齢者支援金分を2万円引き上げたことから、帯広市においても同様に改定しております。

低所得世帯に対する保険料法定軽減判定基準額につきましては、物価等の上昇を踏まえ、本来対象とすべき世帯が引き続き対象となるよう、被保険者一人当たりの基準額が5割軽減で5千円、2割軽減で1万5千円引き上げられます。

このような前提条件の下、令和5年度の保険料率の算定を行っております。

続きまして3ページ、4ページをお開きください。

それぞれの区分毎に前年との比較を掲載しております。

①医療保険分では、所得割率を0.28ポイント引き上げ、被保険者均等割額は910円、世帯別平等割額を840円引き上げております。また、一人当たり賦課額につきましては、2,830円、3.48%の増となっ

ております。

次に、②後期高齢者支援金分では、所得割率を 0.04 ポイント引き上げ、均等割額を 420 円、平等割額を 400 円引き上げ、一人当たり賦課額につきましては、1,316 円、4.85%の増となっております。

次に、介護納付金分では、所得割率が 0.11 ポイント引き上げ、均等割額を 230 円、平等割額を 140 円引き上げ、一人当たり賦課額につきましては、702 円、2.34%の増となっております。

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分 3 つの区分の保険料を合算したものが 4 ページの表の数値となりまして、表の中ほどでございますが、「一人当たり賦課額」につきましては、143,250 円となり、前年度より 4,848 円、3.5%増の改定となったところでございます。

保険料負担につきましては、納付金総額が増加し、被保険者数が減少していることから、一人当たりの負担は増加しております。

また、所得割、均等割、平等割の全ての区分で負担が増えておりますが、保険料法定軽減判定基準額が引き上げられたことにより、世帯構成・所得が前年度と変わらない場合、保険料負担が減少する世帯がございます。

その状況につきましては、5 ページの「モデルケース別・所得金額別保険料」の試算結果をご覧ください。モデルケース世帯別に令和 4 年度と令和 5 年度の保険料を比較したもので、資料右側に行くほど所得が高い世帯となります。

所得 150 万円と 200 万円の一部の世帯について、法定軽減判定基準額の見直しにより、2 割軽減該当となり負担減となっておりますが、それ以外の世帯は保険料負担が増加しています。

続いて 6 ページから 8 ページにかけてが、保険料の積算内訳になりますが、算定の流れが分かりづらい部分がございますので、9 ページの資料で説明させていただきます。

この資料は、実際の保険料率と標準保険料率の比較のために作成したもので、左から右に保険料率算定の流れを表しておりますので、この資料で保険料算定の状況を説明させていただきます。

まず、道から示された「納付金」33 億 3707 万 9 千円がスタートとなります。ここに、保健事業費や保険料還付金などの、個別の歳出 2 億 234 万円を加算し、国・道からの補助金や一般会計からの繰入金、基金など個別の歳入 10 億 5287 万 2 千円を減算し、保険料として集め

なければならぬ額、保険料収納必要額を求めます。その額が 24 億 8654 万 7 千円となります。

保険料収納率が 100%であれば、この額を保険料算定の基礎とできますが、収納率は 100%ではないため、予定収納率 92.64%で割り返し、保険料分を膨らませる必要があります。これに一般会計繰入金などで補てんされる軽減・減免額を加えた 26 億 4198 万 5 千円が保険料算定の基礎となる「賦課総額」となります。

この「賦課総額」を賦課割合で按分し、それぞれを賦課標準所得や被保険者数、世帯数で割り返したものが、保険料率となります。

以上が医療保険分の「料率算定のしくみ」ということでございますが、「後期高齢者支援金分」と「介護納付金分」の積算のしくみも同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、この資料で標準保険料率との違いにつきまして、ご説明いたします。

標準保険料率につきましては、北海道が納付金と合わせて算定するもので、標準保険料率で保険料を賦課すれば、概ね納付金の納付に必要な額を集められるものとして示されております。その率がページ右下の、所得割 8.51%、均等割 2 万 7596 円、平等割 2 万 8005 円になります。

標準保険料率は全道で統一的に算定するため、細かな部分で各市町村の実情に合わない部分もございますので、各市町村では、標準保険料率を参考としつつも、独自に保険料率を算定しています。

令和 5 年度の保険料率算定における、帯広市の実際の保険料率と標準保険料率で取り扱いが異なる項目としましては、図の中段、左から 2 列目の個別の歳入・歳出の内容です。標準保険料率では国の基準に基づく歳入・歳出のみを計上しておりますが、実際の算定に当たっては、標準保険料率では算入されていませんが交付が見込まれる補助金や帯広市の基金などで、保険料収納必要額を抑制しております。

また、図の中段、4 列目の保険料の予定収納率につきましては、標準保険料率では直近 3 カ年平均の率となっておりますが、帯広市では直近 3 カ年の最大値である令和 2 年度実績値を採用し、賦課総額が必要以上に大きく膨らまないように算定しております。

このように、標準保険料率に比べ、より緻密な保険料率となるよう様々な工夫や配慮を重ねて保険料率を算定しているところでございます。

以上が、今年度の保険料率の改定に係る積算の内容とその結果です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会長 ただいまの事務局からの説明の内容につきまして、ご意見ご質問がございましたら、挙手の上発言していただければと思います。何かございますか。

委員 9ページの説明でじっくりとした理解をすると、道から納付金が提示されて、標準保険料率でいくとこういう計算になるのですが、帯広市は色々工夫して、そこよりは少し下がるようにしていると、簡単に言うとそういう理解ですけども。結局、この納付金の部分が上がってくると、どう工夫してもやっぱり保険料が上がるという話だと思うんですけど、その納付金というのは、道の方からどういう基準で示されてくるのですか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 納付金につきましては、北海道の方で、国保医療制度で、全体でまずどれぐらい納付金をいただかなければいけないかという事を算定しまして、その後、各市町村それぞれどれぐらいの割合で、どれぐらいの金額で集めれば賄えるかというところを計算して、市町村に示しているところでございますけれども、委員が仰る通り、帯広市の方で基金を繰り入れたり、工夫をして保険料率を下げているところでございますけれども、実際に納付金が今の高齢化ですとか、医療の高度化ですとか、そういったところでどんどん上がってきているところでございますので、基本的にはこれから納付金自体が上がって行って、被保険者数が減少していますので、1人当たりの負担は、これからもっと増えていくのではないかという風を感じております。

委員 要するに払わなければいけない分のお金があって、それを払える人が減ってきているから、1人当たりが増えるという、簡単に言うとそういうことですね。

事務局 繰り返しになるのですが、かかる医療費が、高齢化が進んでいくと、治療にかかるパターンも増えてきますが、逆にその制度を

支える勤労世帯が減少してきている影響を受けているというところで、1人当たりの負担が増えるという仕組みになっております。

委員 わかりました。

会長 よろしいですか。他にございますか。

委員 今年の初めの岸田総理の次元の異なる少子化対策でしたか、色々行うにあたって、どこからそのお金を出すのかという話の中で、保険料を1人平均500円ぐらい上げることになるのではないかという様な話を聞いているのですが、それは今日の段階のこの試算には、まだ設定されていないという理解でよろしいでしょうか。

事務局 この段階では反映されておられません。

会長 設定に関しては、具体的に何か言ってきているということはないのですよね。今のところの感触みたいなものは。

事務局 ございません。

委員 昨年度に比べて、かなり料率が上がってしまうという現状を理解するのですけれども、多分これぐらい上がると、当然この予定収納率が下がってしまうというか、過去にもこの協議会でも議題で色々あったのですが、収納率アップするための方策に影響するのではないかと思うんです。答えづらいかもしれないですけども、収納率がどのぐらい下がる可能性があるというような事を予測されたりしていますか。それに対して、収納率を上げるための工夫をしなければならないとか、そういうことはお考えでしょうか。

事務局 昨年も収納率の関係でご指摘いただいて、口座振替加入率が帯広は低いのではないかとということもありまして、色々な取り組みで、口座の勧誘ですとか、納付の勧奨というのは税を含めて現在行っているところがございます。その中で、根本的に税と国保で違うところが税は資産価値、収入ですとか、持っている不動産ですとかというものに対して賦課していて、資力があります。国保の加入者というのは、加入

者全員がそれぞれの所得に応じて負担をしていただくという中で、低所得の方がいらっしゃるということ。

滞納処分という風に考えますと、滞納処分するだけの資力がないという様な方が、滞納者の中で7割ぐらいに達しているという中で、徴収する専門の私達のところで、色々この1年間やってきたのですが、最終的には電話だとか訪問ですとか、こまめな納付をしていただくという勧奨行為をしていくという事が最後の砦なのかなという風に考えて、現年度の出納整理期間というのは、この4月5月を最後に4年度分の決算の時期なのですが、そこをちょっと重点的にやってみた結果、やはり、対面でお話をするというところが納付に繋がるのかなというところで、この実績を含めて、5年度、今言われた様に、滞納処分という強いものができれば良いのですが、そういう方ではないという事で、払い忘れの防止ですとか、生活相談に乗る中で、どうしても保険制度を公平に維持していくために、加入者の方に負担いただくという事を、制度を理解してもらいながら勧奨をしていくという、現実的な対応にはなるのですが。ここに力を入れていきたいという様に考えております。

委員

要するに悪質と言うと言い方が悪いですけど、払えるのに払わないという人よりは、やっぱり厳しいという人の方が多いという風に理解してよろしいのですね。

事務局

私達、督促状を出して財産調査ですとか、そういう調査を行います。当然、払えるのに払っていただかない方については、滞納処分の調査をする中で、7割近い方が滞納処分できないような収入状況、生活状況という中で、例えば収入があってもそれを押さえたいというものではないものですから、例えば1人の世帯であれば、10万以下の給料であれば差し押さえ禁止という風になっていますので、そういうものを見ながら判断して、払わなくてもいいですよということにはならないので、その収入の中で、この保険制度を維持するために、加入者皆さんから負担いただくということを粘り強く説明していくというのが方法なのかなというふうに考えております。

会長

なかなか悩ましいところではありますけども、そのような状況でご理解いただければと思います。

他にございますか。

無いようでしたら、諮問案どおり承認するという事でよろしいでしょうか。お諮りいたします。

(意義なしの声)

では諮問案どおり承認するという事にいたします。

それではその他、委員の皆様から何かございましたら、挙手の上、発言いただければと思います。

委員

今、7割ぐらいの人が、回収できないというお話だったのですが、それはやはりコロナなんかの関係で、去年よりも今年の方が増えているという様な状況はあるのですか。

事務局

細かい数字はちょっと把握していませんが、全体的に国保の加入者の所得という統計があるのですが、その中で、年収が120万未満だとかですね、2人世帯であれば200万未満とかというところが括りで、7割ぐらいというのは全体の構成になります。もしかしたら滞納者という中でいくと更に払えない人の割合が多いかもしれません。当然収入がある人の方が収納率が高いものですから。滞納処分も含めてきているので。どうしても1人でいけば、年収120万未満の人は差し押さえができないので、自主納付が原則になってきます。事情はわかりながらも、制度を説明しながらというところで、そこは理解を求めていくということと、医療費が3割で済むですとか、納めてもらっている保険料で一部賄っているということを細かく説明して、理解をしていただいて、納付いただいているというのが現状でございます。

委員

7割の人については期待できないという事なものですからね。それであれば、やはり残りの3割の方が払えるけど払えないという人がいるわけですからね。その辺の収納率のアップのためにも、ぜひ努力していただきたいなと思います。以上です。

会長

他にございますでしょうか。

無いようでしたら、以上でその他の案件については終了させていただきます。それでは事務局の方から連絡事項ございましたらお願いいたします。

事務局

次回、令和5年度第2回の国保運営協議会の日程につきましてご連絡いたします。次回は9月の上旬を予定しております。内容につきましては、「令和4年度 国民健康保険会計決算報告について」報告する予定でございます。

会長

ありがとうございます。それでは、これをもちまして早いですがけれども本日の会議は終了させていただきます。皆さんどうもお疲れ様でございます。